

令和3年8月23日

文化審議会の答申（史跡の指定等）について

文化審議会（会長 佐藤 信）は、8月23日（月）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝天然記念物の追加指定及び名称変更1件について、文部科学大臣に答申しました。今回答申された史跡の指定等の詳細は、別紙のとおりです。

【追加指定及び名称変更について】

史跡として指定されている土地に、新たに条件の整った範囲を追加で指定し、追加指定範囲の価値付けを踏まえて史跡の名称を変更するもの。

<担当> 文化庁文化財第二課

課長	山下
課長補佐	田井
主任文化財調査官（史跡部門）	渋谷（内線2880）
主任文化財調査官（埋蔵文化財部門）	近江（内線2875）
審議会係長	川口（内線3160）

電話：03-5253-4111（代表）

「追加指定及び名称変更」答申物件

《史跡名勝天然記念物の追加指定及び名称変更》

【史跡】 1 件

1 旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡【東京都港区】

明治 5 年（1872）、我が国初の鉄道が新橋・横浜間に開業した際、高輪海岸沿いの海上に鉄道を走らせるため敷設された鉄道敷。発掘調査の結果、創業当初の築堤や第 7 橋 梁 が良好に残ることが判明。我が国の交通の近代化や、それに用いられた土木技術等の歴史を知る上で重要。

（明治日本の近代化を象徴する国内初の鉄道）



提供：港区

【解説】

高輪築堤跡は、明治 5 年（1872）に我が国初の鉄道が東京・横浜間に開業した際、高輪海岸沿いの海上を堤状に埋め立て敷設した鉄道敷である。明治初年の政府内では、大隈重信・伊藤博文などが鉄道建設に積極的な立場をとったが、政府が鉄道建設を決定した後も軍備充実を優先すべきとする反対意見も残っていた。また、汐留から品川に向かう東海道沿いには、旧薩摩藩邸や兵部省の軍用地もあり、用地取得や測量が困難であった。そのため、高輪海岸沿いでは海上に築堤を設けることになったとされる。

高輪ゲートウェイ駅周辺の開発事業に伴い令和 2 年度に実施された発掘調査の結果、側面に石垣を積んだ創業当初の築堤（高さ 3.8 m、幅は基底部で 17.5 m。3 線化に伴う拡幅後は 21 m）と築堤前面（海側）で地固め・波除杭として築堤を支えるため施された列状の群杭、通船口の役割を果たした第 7 橋 梁 のブラフ積み 橋台 2 基等、築堤に関わる遺構が良好に残っていることが判明した。

イギリスと日本の両方の技術によって造られている点でも明治日本の文明開化を象徴しており、交通の近代化や、それに用いられた土木技術等の歴史を知る上で重要であることから、第 7 橋梁とその南北に接続する築堤（80 m 分）及びその北側に位置する築堤（40 m 分）を史跡に追加指定するとともに、その名称を「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に変更し、保護の万全を図る。

別 紙

史跡名勝天然記念物

(令和3年8月23日現在)

種 別	現在指定件数	今回答申件数			合計（現在指定件数と 答申件数との合計）
		新指定	解除	統合に による減	
史 跡 (うち特別史跡)	1, 859 (63)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1, 859 (63)
名 勝 (うち特別名勝)	425 (36)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	425 (36)
天然記念物 (うち特別天然記念物)	1, 034 (75)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1, 034 (75)
合 計	3, 318 (174)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3, 318 (174)

(備考)

- 1 件数は、同一の物件につき、二つの種別に重複して指定が行われている場合（例えば、名勝及び天然記念物など）、それぞれの種別につき1件として数えたものです。なお、重複指定物件を1件として数えた場合、現在指定件数及び答申後合計件数は、3, 203件です。
- 2 今回は追加指定及び名称変更のみのため指定件数に変更はありません。